



各 位

会 社 名 株式会社 十八銀行 代表者名 代表執行役頭取 森 拓二郎 (コード番号 8396 東証第一部、福証) 問合せ先 総合企画部長 安達 圭 (TEL. 095-828-8099)

定款の一部変更について

当行は、平成30年5月9日開催の取締役会において、定款の一部変更について平成30年6月22日開催予定の第243期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、以下の通りお知らせいたします。

定款の一部変更について

1. 変更の理由

執行役の任期を事業年度とあわせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、 現行定款第33条を変更するものであります。

2. 変更内容

変更内容は下記の通りです。

(下線部分は変更箇所を示しています)

現状定款	変更案
(執行役の任期)	(執行役の任期)
第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了	第 33 条 執行役の任期は、選任後 1 年以内に終了
する事業年度の <u>うち最終のものに関する定時株主</u>	する事業年度の末日までとする。
総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の	
時までとする。	<u>附則</u>
	第 33 条の変更は、平成 30 年 6 月 22 日開催の定時
	株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終
	結の時から効力を生じるものとする。
	なお、本附則は平成30年6月22日をもって削除す
	<u> රි.</u>